



御利用ください！静岡県人権啓発センター

静岡県人権啓発センターでは次のような取組を行っています。  
センターの概要については、ホームページでも紹介しています。

◎ 人権を考えます。

県民の皆さんに、人権について考えていただくために、講演会をはじめ、各種人権啓発イベントを開催しています。



◎ 人権を広めます。

- 広報紙「じんけん」を発行しています。
- 人権啓発冊子「だれもが幸せに」などの人権啓発資料を作成し、配布しています。
- テレビ・ラジオスポットコマーシャルなどを通して人権啓発をしています。



◎ 研修を支援します。

- 講師派遣（出前人権講座）  
企業や団体・市町などが行う研修会へ無料で講師を派遣しています。
- 教材・資料の貸出し  
研修会や学習会、授業などの教材として利用できるビデオ・DVDや図書の貸し出しを行っています。



◎ リーダーを養成します。

人権問題についての啓発活動ができる人材を養成するために、人権啓発指導者養成講座などを開催しています。

◎ 相談に応じます。

人権問題に関する電話相談、面接相談を実施しています。必要な場合には法律相談も行っています。

- 相談日：月～金曜日（年末年始・祝休日は休み）
- 時間：午前9時00分～午後4時30分

※面接相談・法律相談についてはあらかじめ御連絡ください。

静岡県人権啓発センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

TEL: 054-221-3330 FAX: 054-221-1948

メールアドレス: jinken@ace.ocn.ne.jp URL: http://jinken.pref.shizuoka.jp/

(平成30年度法務省委託事業)



平成31年(2019年)3月(第2刷)

児童虐待について  
考えてみませんか？



静岡県

しあわせ社会は認め合いから ふじのくに人権宣言

私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち、「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

しかしながら、私たちの身の回りには、多くの人権問題が発生しています。このため、静岡県では、静岡県人権施策推進計画を策定し、人権尊重の意識が生活の中に定着した静岡県の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいます。

児童虐待は、子どもの健やかな成長や人格形成に重大な影響を与える著しい人権侵害です。このため、「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）も制定されています。

次の世代を担う大切な子どもたちが安心して生活できる社会にするため、一緒に児童虐待の根絶に取り組んでいきましょう。



### 1 児童虐待の相談件数は増えているんですか？

厚生労働省が発表した児童相談所における相談対応件数を見みると、児童虐待防止法が施行された平成12年(2000年)度には、全国で17,725件、静岡県内で444件だったものが、平成29年(2017年)度には、全国で133,778件、静岡県内で2,368件となり、相談件数は大幅に増加しています。



### 2 どんなことが児童虐待になるんですか？

児童虐待とは、以下に挙げるように子どもに対する身体への暴力と心への暴力の両方のことです。また、保護者の交際相手や、祖父母などの同居人によるこれらの暴力行為を放置することも児童虐待となります。

#### ○身体的虐待

殴る・蹴る、首を絞める、冬期などに家の外やベランダに締め出す など

#### ○性的虐待

子どもをセックスの対象にする、子どもに性器やセックスを見せつける、子どもに性器を触らせる、または子どもの性器を触る など

#### ○ネグレクト(子育ての放棄)

子どもに満足に食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かない、子ども(特に乳幼児)を家に残したまま外出する など

#### ○心理的虐待

子どもを無視したり拒否的な態度をとる、言葉で脅す、子どもの目の前で配偶者や他の家族に暴力を振るう(面前DV) など



### 3 自分が子どもを虐待しているのではないかと悩んでいます…

「この子を良い子に育てなくては…」とか、「自分が良い親にならなくては…」などと、自分を追い込んでいませんか？親が一生懸命にしたことでも、子どもにとって有害な行為は虐待になってしまいます。

子育ての悩みはひとりで抱え込まないで、信頼できる身近な人に相談したり、お住まいの市町の相談機関や児童相談所などを利用しましょう。



### 4 児童虐待かも知れない、と思ったら？

児童虐待への対応は、虐待されている子どもの保護と、虐待している保護者への援助など、虐待に気づいた人がひとりで解決できるものではありません。

虐待を受けたと思われる子どもがいることに気づいた場合は、児童相談所全国共通ダイヤル189番(いちはやく)に電話してください。お近くの児童相談所につながります。連絡(通告)や相談は匿名で行うこともでき、電話された方の情報や電話の内容に関する秘密は守られます。また、お住まいの地域の児童委員や市町の児童福祉担当課などに相談することもよいでしょう。

虐待を受けたと思われる子どもに気づいた場合、児童相談所又は市町に連絡(通告)することは法律(児童虐待防止法)で義務付けられています。これは義務であると同時に権利でもあるのです。

「もし、間違っていたらどうしよう」などと躊躇して連絡(通告)せず、その結果、虐待を受けている子どもを危険から守ることができなかつたら…。こちらの方がより大きな問題だと考えてください。



### 5 児童虐待を防止するためには…

早期発見・早期対応が何より重要です。「おかしい」と感じたら迷わず連絡してください。県民一人ひとりが子どもを虐待から守るネットワークの一員であり、あなたの行動が子どもを虐待から守ります。皆様の御協力をお願いします。



### ～ 子どもを虐待から守るための5か条～

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)(通告は義務=権利)
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)
- 3 ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)
- 4 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)